

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 222 「見積り開示基準の適用と新型コロナウイルス感染症の影響の考え方について」

企業会計基準委員会は、2020年4月に初めて公表し、その後に内容を追加している議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の更新を公表しました（第451回企業会計基準委員会（2021年2月9日開催）議事概要）。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響について、会計上の見積りに係る将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難な状況が継続しているため、これまでの議事概要の考え方を引き続き周知するとともに現状の論点を審議したものです。

今回は新たに公表された議事概要の内容のうち、2021年3月末から強制適用となる企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下、見積り開示基準）を適用した後の取扱いについて確認します。

(1) これまでに公表された議事概要の考え方の継続

既に公表された以下の考え方は変わらないとされました。

- ・新型コロナウイルス感染症のような不確実性が高い事象についても一定の仮定を置いて見積りを行う。
- ・一定の仮定を置くにあたっては可能な限り外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いる。なお客観性のある情報が入手できない場合は、今後の広がり方や収束時期等を含め企業自ら一定の仮定を置く。
- ・一定の仮定が明らかに不合理でない場合、最善の見積りと事後的な結果の乖離は「誤謬」ではない。

(2) 議事概要で示した追加情報としての開示と見積り開示基準との関係

議事概要では、見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定について、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があり、見積り開示基準適用前は、重要性がある場合、追加情報として開示することが求められていました。

一方、見積り開示基準適用後は、重要な会計上の見積りとして識別した項目について、当年度に財務諸表に計上した金額と、会計上の見積りの内容で財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することが求められ、新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定もこれに含まれます。

そこで、見積り開示基準に基づく開示において議事概要で示した開示がなされる場合、改めて追加情報として開示する必要はないものと整理されました。

(3) 会計上の見積りの開示ではなく追加情報として開示する可能性

新型コロナウイルス感染症の影響に重要性がないと判断される場合であっても、当該判断についての開示が財務諸表利用者に有用な情報になると判断するときは、追加情報としての開示が考えられると示されました。

以上